

質疑・回答書

告示番号	第187号	件 名	利倉橋架替工事(仮設工)
No	質疑事項		回 答
1	支給品費 今回の工事では、支給品に該当する材料は無いと考えて宜しいでしょうか。支給品がある場合には、どの材料が該当するのかご教授下さい。		設計図書記載のとおりです。
2	無償貸与機械 今回の工事では、「無償貸与機械等」に該当する機械は無いと考えて宜しいでしょうか。該当する機械がある場合には、どの機械なのかをご教授下さい。		設計図書記載のとおりです。
3	有料道路利用料 今回の工事では、「有料道路利用料金」は計上されていないと考えて宜しいでしょうか。計上されている場合には、どの項目に含まれているのかと、有料道路使用区間をご教授下さい。		有料道路利用料は計上していません。
4	スクラップの取扱い 直接工事費内に計上されているスクラップ費用について、諸経費(①共通仮設費・②現場管理費・③一般管理費)の経費対象に含まれると考えて宜しいでしょうか。経費対象外となる経費項目がある場合には、①～③のどれが対象外となるかご教授下さい。		全て経費対象外とします。
5	鈑桁橋仮橋の取扱い 設計書の代価表(第75号)にて計上されている「鈑桁橋仮橋の材料費」は、諸経費(①共通仮設費・②現場管理費・③一般管理費)の経費対象に含まれると考えて宜しいでしょうか。経費対象外となる経費項目がある場合には、①～③のどれが対象外となるかご教授下さい。		全て経費対象とします。

6	水道管の取扱い 設計書の代価表(第80号)の「水道管取付部」にて計上されている「水道管材料費(塗覆装鋼管やダクティル鉄管など)」は、諸経費(①共通仮設費・②現場管理費・③一般管理費)の経費対象に含まれると考えて宜しいでしょうか。経費対象外となる材料がある場合には、対象外となる材料名と、①～③のどの経費項目が対象外となるかご教授下さい。	全て経費対象とします。
7	運搬費 設計書の内訳書(第1号)の「運搬費」において、1・4行目に「鋼矢板運搬」と、2行目に「仮橋上部工運搬」が計上されていますが、これらはいずれも「片道分」の運搬費を計上していると考えて宜しいでしょうか。	片道分の運搬費及び基地積込費を計上しています。
8	運搬費 設計書の代価表(第125号)の「鋼矢板運搬」において、「基地積込費 104.954t」が計上されています。「積込費」とあることから、現場での取卸し費用は含まれず、片道分の積込費用のみを計上していると考えて宜しいでしょうか。	片道分の運搬費及び基地積込費を計上しています。
9	運搬費 設計書の代価表(第126号)の「仮橋上部工運搬」において、「基地積込取卸費 231.405t」が計上されています。「積込取卸費」とあることから、現場での取卸し費用を含め、「片道分の積込取卸費用(積込＋取卸費用)」を計上していると考えて宜しいでしょうか。	片道分の運搬費及び基地積込費を計上しています。
10	運搬費 設計書の代価表(第240号)の「鋼矢板基地積込費」において、「基地積込費 21.359t」が計上されています。「積込費」とあることから、現場での取卸し費用は含まれず、片道分の積込費用のみを計上していると考えて宜しいでしょうか。	片道分の運搬費及び基地積込費を計上しています。
11	事業損失防止施設費 設計書の内訳書(第3号)の「事業損失防止施設費」にて計上されている費用について、調査基準価格算出の際には、「共通仮設費」に全て含めると考えて宜しいでしょうか。もし、「共通仮設費」に含まれない費用(項目)がある場合には、調査基準価格算出の際の取扱い(項目ごとの掛率)をご教授下さい。	全て間接工事費及び一般管理費は対象外としています。 第135号代価表から第139号代価表を参照ください。 (大阪府建設工事積算基準別冊(工事委託業務参考歩掛)工損調査積算基準に基づき積算しています。)